

令和4年4月1日施行

令和4年5月24日更新

令和8年5月19日更新

身体拘束適正化のための指針

医療法人社団 八葉会

総合訪問介護事業所フレディ 小倉

居宅介護支援事業所フレディ 井瀬

1.身体拘束適正化のための基本的な考え方

身体拘束は利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。

総合訪問介護事業所フレディ・居宅介護支援事業所フレディでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施を心掛けます。

2.根拠となる法律

【障害者虐待防止法】

- ① 切迫性：生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- ④

3.身体拘束適正化に関する基本方針

□1所内での共通理解・身体拘束の防止に努めます。

【やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目】

- ① 自傷、他害行為があった場合、また、それを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- ② 屋外移動時における事故等からの危険回避、パニック、発作等（身体を抑える拘束）
- ③ 屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作等（身体を抑える拘束）
- ④ クールダウンのための居室または個室静養時（個室閉鎖的な拘束）

□2研修の実施・定期的な研修（年一回以上）を実施します。

- ⑤ 新任者に対する身体拘束、改善のための研修を実施します。
- ⑥ その他必要に応じて教育や研修（事例検討など）を行います。

〔3〕委員会の実施

- ⑦ 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善の検討を行います。
- ⑧ 身体拘束を実施せざるを得ない場合には検討を行います。
- ⑨ 身体拘束を実施した場合の解除を検討します。
- ⑩ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導を行います。

〔4〕身体拘束記録

身体拘束を行った場合は、専用様式を用いて心身の状態や内容、目的、理由、拘束時間、やむを得なかった理由などを記入します。

〔5〕身体拘束の解除（報告）

記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要背がなくなった場合は、速やかに身体拘束を介助します。

〔6〕利用者、家族への説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間など記録をもとに説明を行い、十分な理解が得られるように努めます。

4.当該指針は事業所内及びホームページに掲示し、利用者及び職員等がいつで

も閲覧できるようにします。